

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 187

2020年11月号

2020年10月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「会社って何だ」
- 03 『大家さん代理コンサルティング』を始めました
経理業務自動化へのチャレンジ!
- 04 大法人はe-Taxが義務化!
電子申告義務化の概要、準備および注意点
OAG税理士法人 法人税部 平田 実
- 06 「労務管理ウェビナー」を開催しました
『OAGの相続のいろは』を希望者の方全員にプレゼント!
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





会社って何だ

OAGグループ代表
太田 孝昭

コロナは世の中の「ひずみ」や「不都合な事実(問題)」をさらけ出させました。見たくないものも、随分と見せてくれています。例えば、等身大の日本です。世界に比べて、ITリテラシーが低く、行政効率が悪く、企業の生産性は低く、所得も伸び悩んでいるという現実があります。『ジャパン・アズ・ナンバーワン』(エズラ・ヴォーゲル著/1979年刊)は、遠い昔の話だったと実感させてくれました。

こうした現状を、私は「コロナが逆境を用意してくれたんだ」と思うことにしました。菅総理がデジタル庁を作ったのも、行政改革を政権の柱に据えたのも、日本の現状に対する危機感からだと思います。

ただ、コロナは世の中を暗くしています。繁華街はガラガラで、経済活動が不活発なため、失業や会社の倒産などのニュースが相次いで、人の気持ちを萎えさせています。

そんなとき、「会社って何だろう…」と、つくづく考えさせられます。

まず、会社は人の生活の糧を得る場です。そのために、前向きに向き合う場所です。そこに行けば、同じ船に乗っている仲間がいます。

仲間とは心強いもので、特段話をしなくても、見慣れた仲間がいるだけでホッとします。ピンチはチャンスだと、掛け声が上がるのも、仲間だからです。萎えた気持ちを起き上がらせてくれるのも、仲間だからです。

もちろん、良いことばかりではありません。仲間との関係がギクシャクして、萎えさせられることもままあります。それでも、差し引きすれば圧倒的に「プラス」な存在です。

会社は、われわれの生活の糧を得る場というだけでなく、重要なコミュニティーでもあります。それだけに、会社の雰囲気は大事です。前向きなチャレンジ精神も大事です。助け合う精神も大事です。切磋琢磨も大事です。会社は、われわれが幸せな人生を送るための「ツール」といいいかもしれません。

われわれは長い時間を「会社=仕事の場」で過ごします。仕事を通じて仲間ができ、お客さまへの役立ちを通じて社会に貢献し、経済を支え、自分の生活を支えます。そして、それが人生を築くことにつながっていくのだと思っています。

「会社って何だ？」

…多くの役割がある、だから継続と発展が必須事項になるのです。

『大家さん代理コンサルティング』を始めました

ウィズコロナという新しい生活様式を余儀なくされ、不動産業界も深刻な影響を受け始めています。すでに収益不動産を所有されているオーナー様は、不動産市況の急変に迅速な対応を迫られる事態になっています。

実際に、お客さまからは経営の存続に関わる重要なご相談が増えていますが、こうした問題を的確にご判断いただくには、市況の変化をいち早く察知し、正確な情報を継続的に入手する必要があります。

不動産経営の一番の難しさは、物件ごとに内容や立地などの条件が異なり、同じ解決策が通用しにくいことです。そこで、OAGコンサルティングでは専門性と総合力を活かした『大家さん代理コンサルティング』を新たにスタート致しました。

具体的には、ご所有不動産の調査・分析から改善策のご提案、利害関係者様に対するセカンドオピニオン業務、不動産経営に有益な情報の継続的提供など、迅速で適切なご判断につながるサービスを提供致します。

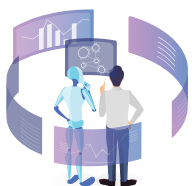
需給バランスが崩れ始めた不動産業界では、判断の遅れや少しの誤りが、事業の存続を左右する大きなリスクになりかねません。お客さまの事業の存続と発展のために、OAGコンサルティングがオーナー様に寄り添い、二人三脚でサポートさせていただきます。

お客さまからの主なご相談内容

- ・家賃の減額要請への対応や交渉の進め方は？
- ・6ヶ月前通知の解約で、3ヶ月で退去した場合、残りの期間の家賃はどうする？
- ・所有不動産を売りたい（取引相場を予測したい）
- ・賃貸物件の建て替えを検討するタイミングは？
- ・再開発のための売却要請は了承すべき？…等



お問い合わせ先 (株)OAGコンサルティング
Tel. 03-3237-8008



経理業務自動化へのチャレンジ!

第1回

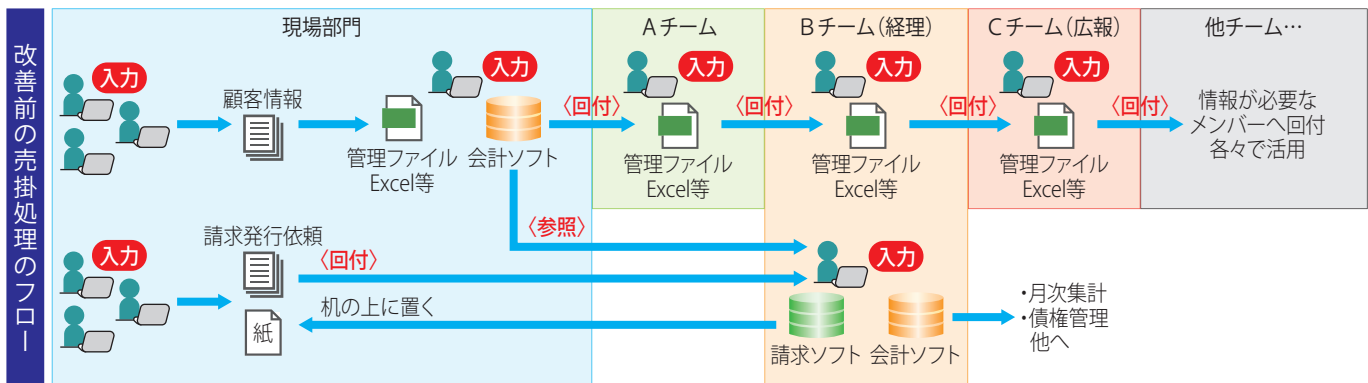
手作業・紙管理、無駄は何?

コロナ禍で、すべての企業が管理部門の業務においても突然の危機対応を迫られています。OAGも、その例外ではありません。経理は、関わる人数を問わず、在宅勤務での業務遂行が難しいといわれていますが、OAGではいち早くほぼストレスの無い在宅勤務を実現することができました。その理由は、大規模なシステムの導入やそれに伴う外部委託をすることなく、既存のワークフロー（電子帳票）の仕組みを活用して、自動化を進めていたことにあります。こうしたOAGの実例を、全3回のシリーズでご紹介させていただきます。

■チャレンジの背景

OAG本店（市ヶ谷）では過去30年間、都度「紙」を起票し、必要な情報を手入力するという一番シンプルな形で経理を処理してきました。主要3法人で年間約5万件の仕分けを含む経理業務を、2~3名の人員で担当しています。OAGの経理業務の特徴と改善前の問題点は以下の通りですが、土業特有の個別対応の多さと、担当者個人の経験値に依存するさまざまな問題を解決することが長年の経営課題でした。取引件数が増えれば単純に人手が必要になる体制では、人の手によるミスは減らず、紙ベースの同じ情報を何度も手入力することなどは、多くの企業に共通する問題でしょう。このような問題点（無駄）に対して、シンプルに改善を仕掛けています。改善方法は第2回でご紹介します。

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経理業務のほとんどを売掛処理が占める ・その売掛処理のほぼ半数が都度情報の異なるスポット取引 ・情報を扱う人が多く、人に依存し、ばらつきが多い ・個別対応の要望に応える必要が多い ・管理口座数が多く、回収管理が煩雑、等々 	問題点＝無駄	<ul style="list-style-type: none"> ①お客様情報が社内のさまざまな部門で回付され、個々にExcelなどの管理表に手入力で登録管理している ②手入力が増えれば入力ミスも増え、その確認・訂正にさらに時間がかかる ③紙情報を社内回付することで回付の遅延、紛失リスクも大きい
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



大法人はe-Taxが義務化!

電子申告義務化の概要、準備および注意点

OAG税理士法人 法人税部 平田 実

平成30年度(2018年度)税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxによる提出が義務化(以下、「電子申告義務化」といいます)されました。今号では、この電子申告義務化について解説します。

電子申告義務化の概要

今回の電子申告義務化によって、資本金の額が1億円を超える法人等は、令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分の各種申告が、電子申告の対象となりました。仮に書面で申告を進めた場合には、その申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告の状態になってしまいます。対象税目など、以下に概要をまとめましたので、まずご確認ください。

対象税目	①法人税および地方法人税ならびに消費税および地方消費税 ②法人住民税および法人事業税
対象書類	申告書および申告書に添付すべき書類の全て
対象法人	①内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人 ②相互会社、投資法人および特定目的会社
対象手続	確定申告書、中間(予定)申告書、修正申告書および還付申告書
適用開始時期	令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

電子申告義務化の注意点

(1) 電子申告義務化の準備

電子申告義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の提出が必要です。この届出書は、法人税および消費税について、それぞれ義務化の対象となる事業年度(または課税期間)開始の日から1月以内に提出する必要があります。なお、減資等の理由により義務化対象法人でなくなった場合には、納税地の所轄税務署長に対し、速やかに「e-Taxによる申告の特例の適用がなくなった旨の届出書」の提出が必要です。

(2) 電子申告義務化の対象書類

今回の義務化の対象書類には、申告書だけではなく、申告書に添付すべき書類(財務諸表、勘定科目内訳明細書、租税特別措置法の適用に必要な書類や申告書付表などの添付書類)も含まれており、申告書と併せて電子申告する必要があります。

特に、イメージデータ(以下、PDF形式といいます)での提出については注意が必要です。PDF形式で電子申告可能な添付書類は国税庁が公表しており、それに該当しない書類は電子データで提出することになります。法人税別表については国税庁のe-Taxソフトで作成できない別表に限られるため、ほとんどの別表はPDF形式での添付が認められていません。

法人税の確定申告でPDF形式で提出可能な添付書類について、主なものを以下にまとめましたので、ご確認ください。

【PDF形式で提出可能な添付書類(法人税確定申告等)】

〈国税庁「e-Tax国税電子申告・納税システム」ホームページより一部抜粋〉

項目	添付書類の名称	
e-Taxによる提出ができない別表	e-Taxによる提出ができない別表(※リリース前別表)は、PDF形式での提出が可能 ※リリース前別表とは、国税庁のe-Taxソフトで作成できない別表を指す	
確定申告書の添付書類	①出資関係図 ②合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し	
資産の評価益の益金不算入等	再生計画認可の決定があった旨を証する書類など	
外国税額の控除	控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類など	
法人税額の特別控除	試験研究を行った場合	認定に係る書類の写しなど
	給与等の引上げを行った場合	教育訓練費の額および比較教育訓練費の額または中小企業比較教育訓練費の額に関する実施時期、内容、国内雇用者の氏名ならびにその費用を支出した年月日、内容および金額ならびに相手先の氏名または名称を記載した書類
外国関係会社に係る所得の課税の特例	対象外国関係会社の財務諸表等	

※「勘定科目内訳明細書」「財務諸表」など、電子データ(XML形式、XBRL形式またはCSV形式)で提出可能な添付書類は、PDF形式で提出できません。

(3) CSV形式による提出が可能なもの

勘定科目内訳明細書、財務諸表、法人税確定申告書別表の明細を記載する部分についてはCSV形式による提出が可能です。CSVデータ作成の際には外字や濁点の取り扱いなど、複数項目の制約があります。会計ソフトに変換ツールが実装されている場合は、早い段階でのテストをお勧めします。

注意が必要なのは、別表自体がCSVデータで作成できるわけではなく、別表の明細部分のみがCSVに置き換えることができる点です。別表自体は電子データで作成する必要がありますので、こちらも早めのご確認と、準備を進めていただきたいと思います。

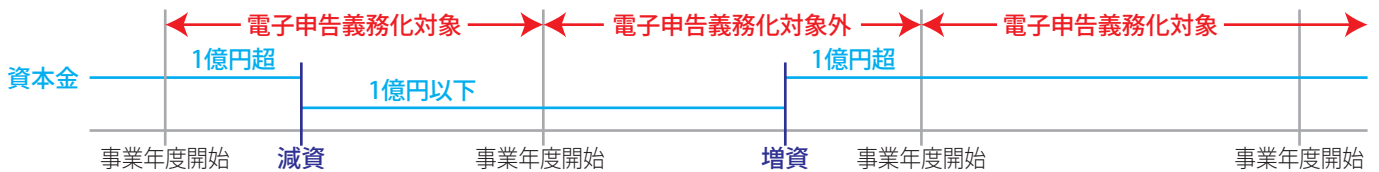
(4) 大法人がe-Taxによる申告を行わなかった場合

e-Taxによる申告ではなく、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われるため、無申告加算税の対象にもなってしまいます。2期連続で法定申告期限内に申告がない場合には、青色申告の承認の取消対象になりますのでご注意ください。

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

A1 「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。従って、事業年度開始後に減資を行い、資本金の額が1億円以下になったとしても、当該事業年度の法人税申告は、電子申告義務化の対象です。



Q2 電子申告義務化以後の申告についても、税理士による代理送信は可能でしょうか？

A2 今まで通り、税理士がe-Taxにより代理送信することも可能です。

Q3 現在使っている税務申告ソフトで対応していない別表についての対応は？

A3 対応していない別表がある場合には、国税庁が提供しているe-Taxソフトを利用して提出する必要があります。

Q4 インターネット回線の故障でe-Taxによる提出ができません。どうすればよいですか？

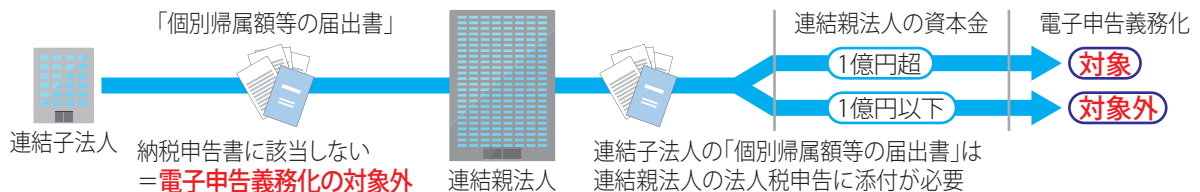
A4 災害その他の理由によって、e-Taxによる申告ができない場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書が有効なものとして取り扱われます。その承認を得るためには、事前にe-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書およびe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類を所轄税務署長に提出する必要があります。

Q5 連結親法人の資本金の額が1億円超の場合には、連結子法人は電子申告義務化の対象法人となりますか？

A5 法人税については、連結子法人が所轄税務署に提出する「個別帰属額等の届出書」は納税申告書には該当しないため、電子申告義務化の対象にはなりません。

しかし、「個別帰属額等の届出書」は、連結親法人の法人税申告の添付書類として提出する必要があります。従って、連結親法人の資本金の額が1億円超などで、連結親法人が電子申告義務化の対象になる場合には、各連結子法人の「個別帰属額等の届出書」も含めてe-Taxによる提出が必要になります。

消費税については、その申告主体ごとにその資本金の額で対象か否かを判断することになります。従って、親法人・子法人ごとにその資本金で判断してください。



《連結納税、非営利法人・医療法人業務など、幅広い法人税務に対応します!》

中小企業のお客さまから上場企業のお客さままで、豊富な経験とノウハウに基づく税務顧問サービスを提供しております。日常の経理から組織再編、事業承継に関することまで、税務のすべてをお任せください。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 法人税部 Tel. 03-3237-7530

「労務管理ウェビナー」を開催しました

経済活動を停滞させた新型コロナウイルス感染症の拡大は、労働環境にも大きな影響を及ぼしました。新しい生活様式が求められる中で、働き方にも急激な変化が迫られ、対応していかなければならない課題がたくさんあります。

OAGアウトソーシングでも、労務に関するお問い合わせが増えていく中で、お客さまに役立つ情報発信が急務であることを実感しています。今回は興産信用金庫様と連携させていただき、9月17日(木)に「労務管理ウェビナー」を開催致しました。講師はOAG社会保険労務士法人の三浦が務め、「新型コロナウイルス感染症に伴う労務・人事管理の変化(総論)」、「労務問題と実務対応ポイント～入社勤務時～」、「労務問題と実務対応ポイント～テレワーク勤務時～」の3つのテーマで、約1時間のウェビナーを行いました。

今回ご参加をいただいたのは、興産信用金庫市ヶ谷支店様のお客さま15名でした。事前のヒアリングでご質問の多かった事柄への回答時間も設けさせていただき、「定期代を廃止して、在宅勤務手当を新たに設定した場合、給与計算の注意点は?」「新型コロナウイルス感染症の陰性証明書が必要になる具体例は?」「自社の社員がコロナウイルスに感染した際に、陰性証明を求めているものか」など、喫緊の課題に関するご質問に対して、詳しく解説しながらお答えしました。また、「在宅勤務中の残業の取り扱い」や「休業手当と有給休暇の取り扱い」など、注意が必要な問題も分かりやすくお話しさせていただきました。

ウェビナーは初めての試みでしたが、興産信用金庫様のご支援もあり、当日は滞りなく進行することができました。今後も、より多くの皆さまにご視聴いただける環境を整え、お客さまのお困りの問題について、いち早くお役に立つ情報を発信できるように、新たな企画を立案してまいります。



『OAGの相続のいろは』を希望者の方全員にプレゼント!



これまでの相続実務で培ったさまざまなノウハウを独自の視点でまとめた『OAGの相続のいろは』を、ご希望者の方全員に、もれなくプレゼントさせていただきます。

OAGが運営している情報サイト「アセットキャンパスOAG」の申し込みフォームから、必要事項を明記の上、ご応募ください。

実際の相続では、煩雑で私的な手続きがたくさんあります。スムーズな相続を実現するためには、事前の知識と準備が必要になりますので、お役立ていただければと思います。



↑ ご応募はサイトへアクセスして右上のこのイラストをクリック!

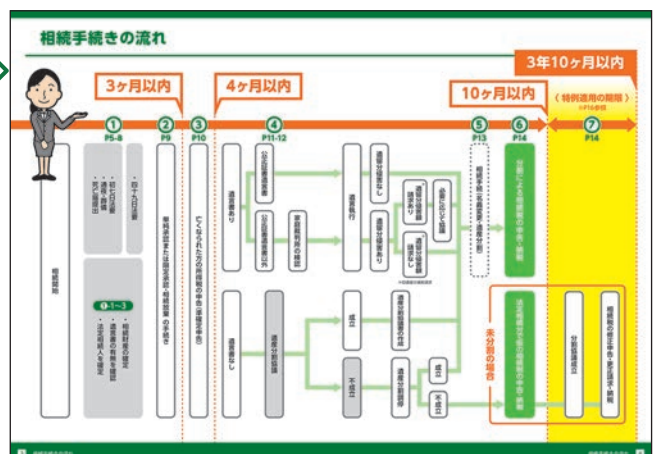
※お届けのご案内は、冊子の発送をもって代えさせていただきます。

相続に関するあらゆる情報を随時配信している「アセットキャンパスOAG」も、ぜひご利用ください。
<https://asset-campus-oag.com/>



もくじ

- ・相続手続きの流れ
- ・亡くなられてから5日以内に済ませておきたい手続き
- ・相続放棄は3ヶ月以内に手続きを完了させる
- ・準確定申告は4ヶ月以内に手続きを完了させる
- ・相続人全員で話し合い遺産分割協議書を作成する
- ・分割協議にもとづきすみやかに相続手続きをおこなう
- ・相続税の申告・納税は10ヶ月以内に完了させる
- ・未分割の場合は申告期限から3年以内に分割協議を成立させる
- ・【付録】相続税の計算をする際に知っておきたい3つのこと
- ・よくあるご質問



私の Off-Time

「Travel & Diving」

OAG税理士法人 法人税部 鶴岡 朋子

旅行は、非日常的な時間が流れて、とてもリラックスできるので、よく出掛けます。特に、ヨーロッパはマルタ共和国に留学していたこともあり、2~3年に一度、留学時代の友人に会いに行っています。観光地や美術館を巡り、地元の料理を食べ、友人に絵葉書を送ったりと、思う存分旅を楽しんでいます。

マルタは地中海に浮かぶ美しい海に囲まれた小さな島で、イタリアのシチリア島の南にあります。母国語はマルタ語、公用語は英語です。ヨーロッパで英語が公用語になっている国は少なく、語学を目的に留学する人もたくさんいます。

私の英語学校でのクラスメイトは、ドイツ、ベルギー、チェコ、ブルガリアなどヨーロッパ出身の人が多く、大学の教授やレストランのコック、戦地での医療従事者(!)など職種もさまざまでした。なかなか出会うことのない方との交流は、異文化への理解やボランティア精神などを学ぶことができ、とても有意義な体験になりました。

授業が終わると、クラスメイトと泳ぎに行ったり、食事を楽しんだり、ときには海を隔てて500Km先のチュニジアなど、アフリカ大陸まで足を延ばすこともありました。

また、マルタはヨーロッパ有数のダイビングスポットに囲まれていて、スキューバダイビングのライセンスも、マルタで取りました。その意味では、文字通りの“遊学”になってしまいましたが、10年以上たった今でも連絡を取り合う友人もでき、マルタでの経験は人生の宝物です。

毎年訪れている沖縄でも、ダイビングの後はダイビング仲間と食事に行ったり、地元の方と飲んだりして、私にとって旅行やダイビングは、人との絆を意味しているのかもしれない。コロナの影響でなかなか旅行にいけません。一日も早く気兼ねなく行ける日が来ることを楽しみにしています。



マルタ



チュニジア



スイス

本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
11月5日(木)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)
11月9日(月)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)

※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。



トレヴィの泉



バチカン広場



サン・ピエトロ寺院

Photo by Yasuyoshi Wada

今年初めの4泊6日のローマ旅の話の最後、この旅は瞬間に時が流れ、旅の締めくくりとして定番コースを歩くことにしました。スペイン広場→トレヴィの泉→パンテオン→真実の口→サン・ピエトロ寺院近くでランチ→バチカンと巡りましたが、60数年前の名画『ローマの休日』の力がやはり大きいのか、観光スポットはどこも世界中から人々が集まっていました。圧倒的なインパクトのバチカンをはじめ、ローマの魅力と人気には感服するしかありません。映画のロケ地を訪ねる「聖地巡礼」のはしりも、まさにローマかもしれません。

世界最小の国家バチカン市国は、国土全域が世界遺産として登録されています。バチカンの中にサン・ピエトロ大聖堂&広場、バチカン宮殿、システィーナ礼拝堂があり、何とんでも圧巻はバチカン美術館でした。絵画、彫刻の数々を目の当たりにして、素人の僕でさえ、ただただ感動せずにはいられませんでした。帰途につく頃には、大聖堂と隣のサンタンジェロ城がライトアップされていて、古都ローマの旅の幕切れを告げる夕闇が静かに迫っていました。

間もなく、想い出深いローマの旅から1年が過ぎようとしています。世界はコロナ禍の真っ只中です。ニュース映像などでも、ロックダウンされて人影が消えたローマの街角を何度も目にしました。当分、観光目的の海外旅行は、難しいかもしれません。しかし、遠くない将来、世界中の人々がこの素晴らしい古都を訪ねられる日が来ることを願わずにはいられません。

<編集後記>

11月は、霜月。「霜が降りる月」という意味です。寒さも本格化して、冬の到来を感じる時節となります。紅葉が見頃を迎え、山を訪ねる方も多いのではないのでしょうか。7月から始まったGo Toトラベルキャンペーンで、観光地は賑わいを見せているようです。旅行代金の35%割引に加えて、10月1日からは旅行代金の15%分の「地域共通クーポン」の配布が始まり、合計50%もお得になります。先日、思いがけず知人からクーポンをもらったので、わくわくしながら地元の対象店舗を探してみました。観光地ではないためか、コンビニやドラッグストアなどに限られていて、地域経済活性化のためには、対象店舗が増えることが必要だと感じました。キャンペーン期間は、2021年1月末までのようです。旅行される方もお店の方も、積極的に活用されてはいかがでしょうか。(お)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング

(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング

OAG社会保険労務士法人／OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル

tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報